

令和5年第1回吉野町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和5年4月25日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 4月25日 午前10時00分開会
4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠
3番 欠員 4番 下中一平
5番 山本義史 6番 上滝義平
7番 野木康司 8番 中西利彦
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町長 中井章太 副町長 和田圭史
教育長 土居正明 参事 黒田祐介
総務課長 辻中哲也 公民連携室長 小西修司
協働のまち推進課長 森脇登志男 町民税務課長 戸毛祥博
長寿福祉課長 吉村直樹 暮らし環境整備課長 山本剛
産業観光課長 中尾勇 教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局長 坂本やよい 主査 川崎由果
10. 議事日程
日程1 会議録署名議員の指名について
日程2 会期の決定について
日程3 議長の諸報告について
日程4 選第6号 吉野町議会副議長の選挙について
日程5 承第2号 吉野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求
めることについて
日程6 承第3号 半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例の一

部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程 7 承第 4 号 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処
分の承認を求めることについて

日程 8 承第 5 号 令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の
承認を求めることについて

日程 9 議第 21 号 令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長	<p>ただ今の出席議員総数は8名でございます。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回吉野町議会臨時会を開会いたします。</p> <p>本臨時会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。</p> <p>本臨時会においては、長時間の密閉空間を避けるため、適宜休憩をとり、議場の換気を行い、飲み物の持込み及び飲用についても従来どおりといたします。また、発言時においては飛沫拡散防止の観点から、登壇しての発言以外は自席にてマスク等を着用し、着席のまま行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>町議会に係る皆様の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力をお願い申し上げます。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。</p> <p>日程1 会議録署名議員の指名について 会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。 4番 下中一平議員 5番 山本義史議員を指名いたします。</p> <p>日程2 会期の決定についておはかりいたします。 本臨時会の会期は本日1日限りにいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。</p> <p>開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。</p> <p>中井町長。</p>
中井町長	<p>開会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。</p> <p>令和5年第1回吉野町議会臨時会を招集いたしましたところ、全員ご出席賜り誠にありがとうございます。</p>

本日の上程議案でございますが、専決処分の承認、条例の一部改正が3件、補正予算案が1件、そして補正予算案でございますけれども1件でございます。そして、議員辞職に伴う副議長の選挙ということでございます。慎重審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今回の行政報告に入る前にですが、先般から統一選挙がございました。県知事、そしてまた県議会の体制が大きく変わってまいります。吉野町としましても、今広域化で進んでいる事業もございます。しっかりと新しい体制のもと意見交換、そしてまた連携を図りながら進めてまいりたいと思いますので、議員各位の皆さん方にもご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

そして、行事等でございますけれども、ポストコロナにいよいよ入ってきたかと思っております。行事等も報告させていただきますけれども、非常に活発化してきました。特に5月8日からは2類から5類になるということで、さらに行事等も増えてこようかと思っておりますので、行事等には慎重に、そしてまたにぎわいをもたらすような形で進めてまいりたいと思います。

この機会に行事報告等をさせていただきます。皆さん方のお手元にあるとおりでございますが、主なものだけ報告をさせていただきます。

3月19日「第3回 阪本仙次顕彰会報告会」がございました。

こちらのほうは、協働のまちづくり推進交付金を活用していただきまして、コロナの中で1回・2回と報告会をしていただき、そして3月19日に3回目の報告をいただきました。こちらのほうも、吉野町の偉人という形で南都銀行の前身である、そしてまた近鉄鉄道を六田から吉野駅まで引っ張った、そして美吉野グランド、様々な功績を残していただきました。そういった活動を顕彰会として残していこうという報告で、当日は朗読劇、そしてまた朗読プラス人形劇という形で、その生い立ちも含めて発表いただきました。これから、そういった偉人の功績をしっかりと次につなげるように行政としても取り組んでまいりたいと思っております。

そして3月22日「スマホ講師育成講座修了式」という形で、6名の方を講師として認定をさせていただきました。

昨年の9月にデジタル変革条例を制定していただきまして、町民の幸せに

なるデジタル変革をしていこうということで、身近な人にスマホの講師として地域の集会所等々でそういった講習をしていただくということで、6名の方に修了書を出させていただきました。今後、その方々と連携しながら、1人でも多くスマホでご利用いただけるような環境をつくってまいりたいと思っております。

そして裏面でございます、4月に入りまして3日、4日「新規採用の辞令交付式」また「併任辞令交付式」をさせていただきました。

今年度は、新規に8名の方を採用させていただきました。今の吉野町の職員の構成バランスを見ましても、やはり20代・30代が非常に少ないということで、この調整をしていくという意味も含めまして、若い人材を多く採用させていただきました。そして専門職という形で、奈良県フォレスターという制度が出来まして、県から派遣という形でございますけれども、吉野町に1名フォレスターが派遣になりました。そういう形で吉野町におきましても、身近なところに奈良県フォレストアカデミーがあるということで、しっかりとその人の力を活用させていただきながら、森林整備であったり木材振興につなげてまいりたいと思っております。

そして、4月10日「吉野町消防団長辞令交付式」という形で、里田団長から上西弘祐さんにバトンを渡すという形で交付をさせていただきました。消防団も里田団長に非常に長きにわたり、吉野町の町民の生命財産を守るリーダーとしてご活躍をいただきました。新たに上西さんにそのバトンを引き継いでいただきまして、しっかりと行政も連携しながら消防団の活動に取り組んでまいりたいと思っております。

そして、4月24日「奈良県広域消防組合第1回正副管理者会議」が開催されました。

こちらも、新たな体制になっております。私も吉野町として、代表副管理者という形で正副管理者に入らせていただきまして、新体制のもと、今広域化は進んでますけれども、まだまだ課題もございます。分担金の負担割合であったり、そしてまた2030年度のグランドデザインを策定する上において非常に重要なこの1、2年になろうか思います。そういったことも含めて、組合議会の体制

とか様々な諸課題がございますので、そういったところで議員の皆さん方にも、いろいろと相談もさせていただきながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

改めまして、本日上程いたしました議案でございます。物価高騰による影響、生活支援策等々が盛り込まれた議案になっておりますので、慎重審議賜りますことをお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

野木議長

ありがとうございました。

日程3 議長の諸報告に入ります。

会議規則を第128条第1項ただし書の規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。

日程4 選第6号「吉野町議会副議長の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

副議長選挙の方法についておはかりします。

投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。

上滝議員。

上滝議員

投票をお願いします。

野木議長

投票という意見が出ておりますので、投票によって副議長選挙を行うことにいたします。

議場の閉鎖を命じます。

ただ今の出席議員総数は8名でございます。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、1番 藤本昌義議員と2番 辻内正誠議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは投票用紙を配布させます。

投票用紙の配布もれはありませんか。

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

立会人は前へお願いいたします。

投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じ、議席番号順に投票願います。点呼を命じます。

(議席1番より点呼)

投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番 藤本昌義議員、2番 辻内正誠議員、開票の立会いをお願いいたします。

選挙の結果を報告します。

投票総数 8票

有効投票 8票

有効投票のうち

藤本昌義議員 6 票

下中一平議員 2 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得数は2票です。したがって、藤本昌義議員が副議長に当選をされました。

藤本昌義議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

藤本昌義議員に副議長就任のごあいさつをお願いします。

藤本新副議長

ただいま議員各位より副議長という大役を仰せつかりましたこと、深く感謝申し上げます。この副議長という職責、本当に重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。もとより微力ではございますが、さらなる吉野町政の発展と公正かつ円滑な議会運営のため議長を補佐し、日々精進し、誠心誠意努力してまいりますので、皆様方のご指導、そしてまたご鞭撻のほどよろしく願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございます。

(拍 手 あ り)

野木議長

町長より、就任されました藤本副議長に対し、ごあいさつをお願いいたします。

中井町長

まずは、副議長としてご当選されました藤本議員、おめでとうございます。先ほど、藤本議員から話がありましたが、令和3年度2月に初当選され、現在1期目でございます。現在は、予算決算特別委員長として委員長の職責を果たされ、また企業団のほうに議員派遣として行かれております。今ありましたように、吉野町を取り巻く環境には様々な課題がございます。昨年度から庁舎、そしてまた学校の跡地利活用、それと同時に職員の人材育成等々、将来につながるためにも非常に重要な時期でございます。議長を支えていただきながら、そしてまた議員各位の調整を図りながら、行政とともに歩んでいただきますこと、

	<p>藤本議員の今までの経験を生かしていただきながら、ぜひ前に進めていただくことをお願い申し上げ、簡単でございますけれども、就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>副議長選挙を終わります。</p> <p>議場の閉鎖を解きます。</p> <p>日程 5 承第 2 号「吉野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 事 務 局 朗 読 ）</p> <p>説明を求めます。</p> <p>戸毛町民税務課長。</p>
<p>野 木 議 長</p> <p>戸 毛 町 民 税 務 課 長</p>	<p>失礼いたします。それでは承第 2 号についてご説明をさせていただきます。</p> <p>お手元に配付されております提出議案等説明資料で説明をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。ページにつきましては、1 ページということになります。</p> <p>今回専決処分の承認を賜りますのは、「吉野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」ということになります。</p> <p>専決処分の事項につきましては、吉野町の税条例の一部を改正する条例でございます。専決処分日につきましては、令和 5 年 3 月 31 日とさせていただきます。</p> <p>専決処分等の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行例の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する政令が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、同年の 4 月 1 日に施行されることに伴いまして、本条例を 4 月施行にする必要があるため専決処分を求めるものでございます。</p> <p>改正概要についてご説明を申し上げます。議案説明書につきましては、それぞれ税目ごとのご説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>

します。

まず1点目、町県民税関係といたしまして、優良住宅地の造成のための土地等を譲渡した場合の、上記所得の課税の特例について適用期限を3年間延長するものでございます。これにつきましては附則の第14条に記載しておりますので、またよろしく願いいたします。

続きまして固定資産税関係、いわゆる「わがまち特例」に関する所要の改正、それから長寿命化に資する大規模大改修工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の新設に伴う改正。軽自動車税、環境性能割の臨時軽減措置に係る規定等を法改正に合わせて削除しております。また、種別割のグリーン化特例について特例期限を3年間延長するものでございます。

それから最後に納税環境の整備ということで、町県民税の特別徴収、それから法人町民税、たばこ税の申告納付様式の新設に伴う改正、これはいわゆる共通納税といいまして、QRコードを使いました納付が可能になりましたので、それに伴う様式を新設しておるということで、各税目にそれぞれ様式の追加をしておるものでございます。施行期日につきましては先ほど申し上げましたように、令和5年の4月1日施行ということになっております。どうぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員

担当課長にお伺いいたします。この説明資料の中で、我々だけがわかっただけではなく、住民の皆さん方がよく理解をしておかなければならないという意味で、あえて私のほうから質問をさせていただきます。

長期譲渡所得と短期譲渡所得の違いを1点だけ述べていただきたい。それから今現在、短期譲渡所得と長期譲渡所得の税率は何ぼであるのか。あるいは3年間延長、長期譲渡所得だけをするのはどうなのか、そのことについて簡単にご説明を願いたい。

野木議長	戸毛町民税務課長。
戸毛町民 税務課長	<p>ご質問ありがとうございます。まず短期譲渡所得、それから長期所得について簡単にご説明を申し上げますと、いわゆる保有している土地と住宅と売買する場合の、保有期間によって税率が変わるというご理解をお願いをしたいと思います。</p> <p>それから税率の話ですけれども、一般的に簡単に言いますと所得割は、町民税が6%、県民税が4%という形で10%となっておりますけれども、譲渡所得につきましては、ちょっと詳しく説明するとややこしくなりますので簡単に言いますと、10から15あたりの税率を適用しておりますけれども、ここで先ほど議員さんおっしゃられましたように、長期と短期のほうで税率が変わってくるというご理解をお願いします。ちょっと短期のほうの税率を今は持ち合わせておりませんが、また改めてということになります。今回の改正に伴います長期の譲渡の分なんですけど、通常は先ほど言いましたように10から15になりますけれども、いわゆる今回特例の改正になるというのはそこにも書いてありますように、優良住宅地の造成のために土地を譲渡したときに限って、所定の手続を経た場合、ここは省略をいたしますけれども、いわゆる約5%程度の税率になると、ただ、これも売った価格によって、さらに税率が少し上がるということになりますけれども、先ほども申し上げましたように10%の税率ではなくて、5%程度の税率を適用していくということで、優良住宅地の造成を促すという意味で、今回特例期間が延長されとるということで、これ条例で規定するということにはなっておりますけれども、所得税にも関係してくる問題でございますので、上位法が改正されたことに伴って条例を改正するというので、ちょっと本町だけそこを延長するのはいかなるもんかというご指摘もあろうかと思っておりますけれども、そこは上位法に倣って、今回改正をさせていただいたということでございます。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
野木議長	上滝議員。

上 滝 議 員	説明ありがとうございました。先ほど5～10とかいう話しをとったけども、長期譲渡所得の今までの課税比率っていうのは20%だったん。それを5%にするのか、10%を5%にするのか、副町長からの説明では15%を5%減額して3年間やるというような説明を受けてんけども、ちょっとニュアンスが違うように思うのだけど、いかがなもんですか。
野 木 議 長	戸毛課長。
戸 毛 町 民 税 務 課 長	基本的には、副町長が先ほど説明されたご説明のとおりだと思います。ただ、私が言いましたのは、土地等に係る課税の事業所の一般的な税率ということで、市町村民税が7.2%、それから道府県民税が4.8%を基準に考えていきますということで、そこからいわゆるそれぞれの譲渡所得の内容に応じた税率がそれぞれにございます。今の条例に上げておりますのは、先ほど言いました税率になるのですが、これもまた、それぞれの譲渡の種類によりまして、また株とは別になってきますので、今回副町長が申し上げた10から15の間でそれぞれの税率がありますけども、一般的に土地等につきましては、先ほど言いましたように市町村民税が7.2、それから道府県民税が4.8ということが基準になっておるというご理解でお願いしたいと思います。
野 木 議 長	上滝議員。
上 滝 議 員	今、大体の説明でわかりましたけども、長期譲渡所得にはいろいろな種類があると、その種類によって税率もちょっと違ってくる場合があるんですという説明ですな、その確認だけ。
野 木 議 長	戸毛課長。
戸 毛 町 民 税 務 課 長	それはおっしゃるとおりでございまして、今回のように特例がある場合と一般の長期譲渡所得という場合がありますので、税率が異なるというご理解で結

構です。

(「わかりました」 の声あり)

野木議長

ほかにごございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程6 承第3号「半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

戸毛町民税務課長。

戸毛町民
税務課長

失礼いたします。それでは承第3号「半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」ご説明を申し上げます。先ほどと同じように、議案説明資料2ページをお開きいただきたいと思います。2ページに記載しております2番の専決処分の概要に基づき、ご説明をさせていただきます。

まず専決処分事項、半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分をお願いするものでございます。専決処分年月日については令和5年3月31日、専決処分等の理由でございますが、離島振興

法第 20 条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する政令が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、これに該当する町条例の部分について改正をする必要があったため専決処分を求めるものでございます。

改正概要についてご説明を申し上げます。半島振興法に基づく税制特例措置の対象地区として過疎法に基づく税制特例措置の対象地区が重複する場合、過疎法に基づく税制特例措置のみを適用する。字句の修正……。簡単にご説明を申し上げますと、本町は、過疎の租税特別の対象、それから簡単に言いますけれども、半島振興と両方の指定を受けておることになっております。過疎を適用する場合は課税免除、半島振興の場合は不均一課税と申しまして、税率をそれぞれ軽減しながら 3 年間にわたって税率を適用していくという二つの制度があったわけですが、本町につきまして、この両方の地域に重なっておることが 1 点、また従前に適用の条件が改正されたことに伴いまして、過疎法と半島振興法のそれぞれの適用の条件がほぼ同じになってしまっている状況を踏まえて、今回半島振興に、過疎地域で適用できる場合は半島振興法の対象から除くという条文が追加されたということになりますので、本町については過疎を基本的に適用しなさいというようなご理解でよろしいかと思っております。それに伴う条例改正を今回させていただき、専決処分を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

野木議長 質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員 何回もすみません。資料の 2 ページの半島振興対策実施地域指定というのは、もう長いことだと思うけどいつごろ始まったのか。対象者そのものが、個人情報に関係もあるから何件、吉野町に対象するものがあるのかということだけお伺いしたいと思います。

野木議長 戸毛課長。

<p>戸毛町民 税務課長</p>	<p>すいません、始まった時期については、今資料として持ち合わせておりませ んので、改めて議員にお答えさせていただきたいと思います。</p> <p>2点目の対象件数ですが、半島振興法に基づいて今、不均一課税を適用する のは1件でございます。以上でございます。</p>
<p>上滝議員</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>野木議長</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(「 意 見 な し 」 の声あり)</p> <p>意見がないようですので、これで討論を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「 異 議 な し 」 の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>日程7 承第4号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決 処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読 いたします。</p> <p style="text-align: center;">(事 務 局 朗 読)</p> <p>説明を求めます。</p> <p>戸毛町民税務課長。</p>
<p>戸毛町民 税務課長</p>	<p>失礼いたします。それでは承第4号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改 正する条例の専決処分の承認を求めることについて」ご説明をさせていただき</p>

ます。先ほどからご説明をしております議案説明資料3ページをお開きいただきたいと思っております。3ページに記載しております、専決処分の2番 概要についてに基づき説明をいたします。

今回の専決処分の事項といたしまして、吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分を求めるものでございます。専決処分年月日については令和5年3月31日、専決処分等の理由につきましてですが、承第2号でもご説明いたしましたように、地方税法関係の改正が令和5年3月31日に公布され、同年の4月1日に施行されることに伴いまして、本条例もそれに合わせた改正をする必要があったため専決処分を求めるものでございます。

改正概要についてご説明をいたします。

1点目、賦課限度額の見直しということで、吉野町国民健康保険税条例の中にあります、国民健康保険税の後期高齢者支援分に係る賦課限度額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。また、保険税の軽減判定所得の見直しということで、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定において、被保険者の数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に、また2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を52万円から53万5,000円に引き上げるものでございます。賦課限度額、それからいわゆる軽減判定の遅引き上げることに伴いまして、一部負担増ということになるものでございますが、これにつきましても上位法に基づき、また国保財政の安定のためにもしていくということで、条例の改正をするものでございます。

なお補足でございますが、賦課限度額が今回2万円上がることに伴いまして、全体の賦課限度額が102万円から104万円に増額ということになるものでございます。以上、よろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

辻内議員。

辻内議員

戸毛課長にお尋ねしますけども、国民健康保険の後期高齢者支援分に係る限度額が、例えば今まで計算していくと22万円だった人が20万円で限度として

	<p>良かったと、それが計算上、きっちり出てきた場合は22万円支払わないといけないと、こういうことだと思っておりますけれども、まずその理解に間違いがないかということと、具体的に対象が3,000世帯ぐらいある中で、どれぐらいになってくるのか、ゼロならゼロで良いのですけれども、1,000なら多いなと思うわけでございます。</p>
野木議長	戸毛課長。
戸毛町民 税務課長	<p>1点目の、いわゆる賦課限度額が20万円から22万円になるということで、議員ご指摘のとおり22万円のお支払いをお願いするというご理解で間違いございません。</p> <p>それから、賦課限度額の世帯数なのですけれども、令和5年度3月末時点ということになります。賦課対象世帯が1,163世帯、従前の20万円の世帯数というご理解をお願いをしたいと思っておりますけれども、賦課限度額の超過世帯ということで、医療分、支援分、介護分それぞれちょっとずつ違いますけれども、医療分については13世帯、それから支援分については25世帯、介護分については18世帯と、この方々は一定の影響を受ける可能性があるということで、所得の判定がこれから始まりますので、実際この数字のとおり動くとは限りませんが、仮に4年度のベースでいくと、この方々に影響を及ぼす可能性があるというご理解をお願いしたいと思います。</p>
辻内議員	<p>ありがとうございます。二つ目なのですけれども、そもそも論なのですけれども、この話は国の法律が変わるのでこうなってくるということなのですけれども、結果的には、国の健康保険なり後期高齢者の財政というかその元が厳しいというところから出てきたのでしょうか、ここで聞くのが妥当かどうか分からないのですけれども。</p>
野木議長	戸毛課長。

<p>戸毛町民 税務課長</p>	<p>基本的なご理解はそれでよろしいかと思えます。奈良県の場合は、奈良県の国民健康保険連合会で財政を担っていただいております。6年度から、単一化になっているということで、いわゆる医療費がこれから上がっていくことが1点、それから国民健康保険に加入されている方の数が若干減ってきて、後期に移行していかれるというようなこともございますので、例えば、今年度であったり前年度はコロナの影響があつて、若干医療費は減少のようには見えますけれども、世の中が動き出していることに伴いまして、病院に行く方が増えてくると、また同じようにそもそもの医療費が上がっていくという傾向は変わりませんので、国民健康保険としても、いわゆる後期高齢者の後期保険を支えていかないといけないみたいな財政事情、これは全国的な傾向でありますので、これに伴い上位法令が改正されるということで、改正するための根拠を上位法令でつけていただいているというご理解でお願いしたいと思います。</p>
<p>辻内議員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>野木議長</p>	<p>ほかに質疑はございませんか。 上滝議員。</p>
<p>上滝議員</p>	<p>ちょっとお聞きすんねんけど、国民健康保険税は、それぞれ12分の1ですか。それぞれ12回を1回でまとめて払う全納方式と分割方式がありますわな、12回払いと。一方、国民健康保険税の中の後期高齢者保険については、9か月で払えとか8か月で払えとか、それもえらい短縮になつとるような気がするねんけど、それを言われるままに、県や国に対しても納税者の側に立つてものを言うてもらわな、後期高齢者保険だけが9回払いか8回払いになつとるはずですわ。それはなぜ、なぜかわからへんならわかりまへんでええけども、やっぱりそこらの疑問な点を県や国に対して、地方ではこんな声があるんだというようなことを進めていかなきゃならんと私は思うんですよ。そこらの考え方を教えてください。</p>

野木議長	戸毛課長。
戸毛町民 税務課長	<p>議員おっしゃるように、それぞれの納付者の方の回数の問題はあろうかと思 います。ただ、まず国民健康保険に言いますと、年金から特徴される方と自主 的に払われる方がそもそもおられますので、ちょっと期別の割合の詳しいこと はまた改めて、不正確なことを申し上げるといけませんのであれですけども、 年金は年金から天引き出来るそもそもの回数が決まっておるということがあり ますので、年金特徴できる方は年金から引かないといけないという大きな考え 方があります。これは、後期高齢者保険についても同じことということがあり ます。自主納付という形も、それぞれの事情に応じて聞くこともあるんですけ ども、年金特徴が良いのは基本的に滞納がやっぱり減ってくるというようなこ と、財政を安定させるためには、一定の滞納額を減らしていくという意味で年 金から特徴する。ただ、もちろん年金から半分を超えると引き切れない場合は、 自主納付をしていただくことも可能です。おっしゃいますように年金から引か れたら困るとか、いわゆる回数については、もちろんその人に応じてやってい かないといけないと思いますし、もちろん議員ご指摘のように、それぞれ大元 の団体がございますので、それらの事情を踏まえて意見は今後も伝えていき たいと思います。</p>
野木議長	上滝議員。
上滝議員	<p>私の場合は共済年金を貰ってるのですが、共済年金から後期高齢者の保険料 引いてくれと言うたら引かれませんか。なぜか。手当が少ないからやというよ うな話をされてんけどね、それは決まってるのけ。そこらを教えてください。</p>
野木議長	戸毛課長。
戸毛町民 税務課長	<p>共済年金からそもそもその天引きが出来ないというご理解でいいと思いま す。それぞれの国保税額が決まり、後期高齢者保険料、それから国民健康保険</p>

の税額が決まりましたら、そのデータを年金組合に送る必要があるということになります。そのときに、国民年金系と厚生年金系のところにそれぞれデータを送りますと、非常に煩雑になるということがございますので、国民年金についての年金のデータをやりとりして構いませんということですので、共済年金とか厚生年金もらってるところから、介護保険料も含めてということになるかと思えますけども、年金特徴をそもそもしないということになりますので、それはシステム上の問題ももちろんありますので、税額を間違っデータを送付するということもいけませんので、それを対応できる年金組合の体制も必要になるということがありますので、国民年金系のほうから現金天引きをさせてもらってるというご理解でお願いしたいと思えます。

上 滝 議 員

はい。

野 木 議 長

上滝議員、本件に関する議題外にわたっておりますので、

上 滝 議 員

議題言うてるやんか。

野 木 議 長

いえ、議題外です。会議規則第 54 条第 2 項の規定により発言を禁止します。

上 滝 議 員

なんで、発言を禁止するんど。

野 木 議 長

本議題の内容とはちょっと異なっておりますので。

上 滝 議 員

一緒やんか。

野 木 議 長

一緒ではありません。ほかに質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

(不 規 則 発 言 あり)

意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程 8 承第 5 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は、事務局が朗読いたします。

朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

黒田参事。

黒田参事

承第 5 号についてご説明いたします。提出議案等説明資料 4 ページをご覧ください。「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて」でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づきまして、令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（第 1 号）を専決処分しましたので、同条第 3 項により報告し、その承認を求めるものでございます。専決処分事項につきましては、令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（第 1 号）でございます。専決処分年月日は、令和 5 年 4 月 1 日でございます。

補正予算の概要でございますが、補正前の額 55 億 8,100 万円に 7,658 万 1,000 円を加え、補正後の額を 56 億 5,758 万 1,000 円とするものでございます。

続きまして、歳入でございます。15 款「国庫支出金」補正額 8,907 万 9,000 円。内訳といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,250 万 3,000 円、

	<p>新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 3,359 万 3,000 円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金 4,298 万 3,000 円でございます。</p> <p>続きまして、21 款「諸収入」でございます。補正額 1,249 万 8,000 円の減額。内訳といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種住所地外接種料 5,000 円の増額、小中学校給食材料費徴収金 1,250 万 3,000 円の減額でございます。こちらは、令和 5 年 4 月から 1 年間、小中学生の給食費を無償とするもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を代替財源とするものでございます。</p> <p>続きまして歳出でございます。4 款「衛生費」補正額 7,658 万 1,000 円でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る費用でございます。以上が説明報告でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
野木議長	<p>質疑を求めます。</p> <p>辻内議員。</p>
辻内議員	<p>内容は非常によくわかりました。一つだけ町長にお伺いいたします。</p> <p>今回は新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金によって、小中学校の給食費が無料になったわけですが、来年度、再来年度と長い目で見た場合に、給食費そのものに対してのお考えがあれば教えてください。</p>
野木議長	<p>中井町長。</p>
中井町長	<p>ご質問ありがとうございます。この給食費に関しては、吉野さくら学園が一つになっていくときにどうするかという、一般質問でも議員さんからもあったかと思えます。その中で一つにすることによって、当然経費的には安くなるだろうということも試算もしていこうということで進めてまいりました。その中で私も学校へ行って、給食も拝見させていただいて食べさせていただいたりしながら、吉野町の子育てに関わるこの給食に対する意識というのを改めて食事バランスも含めて重要視していかなあかんなど。それと同時に、食材をしっかり</p>

りとその地域から仕入れる、農（みのり）の達人さんというのも少し高齢化してはいますが、そういう中で給食という一時的な問題にとらわれず、全体的に給食というのをとらえていかなあかんかな、私としてはできる限り、そこへの重力は注いでいきたいと思えます。ですから、今回交付金で1年間無償化させていただきます。しっかりと1年間、もう一度精査しながら、吉野町の財政状況を見ながら、その辺の方針を決めてまいりたいと思えますので、その都度、ご説明なりご相談なりをさせていただきたいと思っております。

辻内議員

よろしく申し上げます、以上です。

野木議長

ほかにごございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって本件は、報告のとおり承認することに決しました。

日程9 議第21号「令和5年度吉野町一般会計補正予算（案）第2号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

辻中総務課長。

辻中
総務課長

それでは、議第21号「令和5年度吉野町一般会計補正予算（案）第2号」につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。議案説明資料の5ページをご覧ください。

補正予算の概要でございますが、令和5年度吉野町一般会計補正予算第2号

でございます。歳入歳出の補正につきましては、補正前の額 56 億 5,758 万 1,000 円。そして補正額 253 万 8,000 円、補正後の歳入歳出予算額といたしまして 56 億 6,011 万 9,000 円となります。地方債の補正もでございます。起債の目的としましては消防施設整備ということで、補正前の限度額 3,560 万円から、補正額 580 万円の減額をいたしまして、補正後の限度額を 2,980 万円とするものでございます。

歳入の補正でございます。ポンプ車の購入につきまして、県の補助金がつきましたので、16 款「県支出金」として 571 万 4,000 円、消防力強化支援事業補助金でございます。20 款「繰越金」8 万 6,000 円。そして、この足した額 580 万円が 22 款「町債」で 580 万円減額をさせていただきまして、緊急防災減災事業債の減額をしております。また、21 款「諸収入」の 253 万 8,000 円につきましては、消防基金のほうから、消防団員の退職報償金として収入がございますので、そちらの分の補正をさせていただいております。この 253 万 8,000 円の収入の部分につきまして、3 つ目 歳出の補正ということで、8 款「消防費」ということで、補正額 253 万 8,000 円を消防団運営事業の消防団員退職報償金に充てて補正をさせていただくものでございます。説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第 21 号について委員会の付託を省略することに決しました。

議第 21 号「令和 5 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 2 号について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決しました。

本臨時会の日程は全て議了いたしました。

おはかりします。

これをもちまして、本臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたり町長よりごあいさつをお願いします。

中井町長。

中井町長

閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

まずは上程いたしました議案、全てご承認いただきまして、誠にありがとうございます。副議長にも藤本議員が就任され、令和5年度の新たな体制が決まりました。これからアフターコロナに向けて、活動も活発になろうかと思っておりますので、ぜひ二元代表制の一翼を担う議会として、行政とともによろしく願いいたします。

そして、これからゴールデンウィークを迎えるわけでございますけれども、行動制限のない中での日々がこれから続いてまいります。町としましても、5月8日から5類になるということで町の対処方針、コロナ対策に向けての行動方針も一定程度、対策本部を設置しておりますけれども、変更をかけていきたいと思っております。ただ、吉野町は高齢者がおおございます。コロナワクチンの接

種体制をしっかりと整えながら、そしてまた枠に対する情報をしっかりと提供しながら進めてまいりたいと思っております。

引き続き、議員の皆さん方におかれましては臨時交付金、本日は給食費の無償化がありました。また、今後そういった対策に向けて、行政としてもいろいろな提案をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後になりますけれども、非常に朝晩が冷えて、昼間との気温の寒暖差が激しい日々が続いておりますので、体調管理には気をつけていただきまして、議員活動をしていただくことをお願い申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

野木議長

これをもちまして、令和5年第1回吉野町議会臨時会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(午前 11時 1分 閉会)

